

# 資金繰り対策と

## 経営改善計画

1

中小企業金融円滑化法で、金融機関から借り入れ返済の軽減を受けた企業が提出すべき経営改善計画の期限である2011年3月が迫ってきた。同法により、中小企業は新規借入れを受けると同等の効果があると同時に、中小経営者が并勘定から脱し事業目標実現のための計画をつくる好機になるという。この連載では、TKC全国会の税理士が同法の影響や経営改善計画のポイントについて6回にわたり解説する。

金融庁の発表(2010 当初モラトリアム法など8月)によれば、同法が施行と注目を集めました。行われてから今年の6月末まで、47万4815件の返済条件緩和を受け、738件の条件緩和が実行されています。中小企業の借入金返済の負担軽減を謳った「金融円滑化法」は、

税理士(北海道釧路市)TKC全国会)

甲賀 伸彦氏

提出できなければ?

金融機関としては不良債権として扱われるを得なくなり、例えば手形割引を依頼しても銀行では割引をしなくなり、期日までに金融機関が納得する「経営改善計画書」を提出しなくてはなりません。同法に伴って改訂された金融検査マニュアルでは「資金供給を行うだけなく、経営改善計画の策定支援に取り組む等のコンサルティング機能の十分な発揮が期待されている」とされています。

すでに同法の適用を受けている企業では、まずは金融機関に対して早めに相談して作成にかかると、TKCが重要です。また、TKC

# 早めの相談・作成が重要

債権の分類		信用リスク検査マニュアルにおける債務者区分	
不良債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
	危険債権	実質破綻先	深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められているなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者
正常債権	要管理債権(貸出条件緩和債権3カ月以上延滞債権)	破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
	正常債権	要管理先	注意先のうち、要管理先は、全部または一部の債権が要管理債権である先。債務の履行が3カ月以上延滞、または貸出条件の緩和を受けている債務者
		その他要管理先	要管理先以外の債務者
		正常先	業績が良好で、かつ財務内容にも特段の問題がない債務者

### 検討する際には

中小企業が同法の適用を受けた場合、新規借入れと同様な効果が生まれま

つけないければならないのは、同法は金融機関に対して一律の「応諾義務」を定めたものではなく「努力義務」を定めたものであることを知る必要があります。金融機関はできる限り、条件変更等の措置をとるよう努めることを義務づけられています。条件変更に応じるか否かは金融機関の自主的な判断によります。このため条件緩和を申し込む際には、金融機関が納得できる「経営改善計画」を作成できることを示す必要があります。

また、もともと「計画」は金融機関に提出するため作成するものではありません。現在の苦境を脱し、黒字経営に転換するために作成するものです。条件変更を受けた後も予算管理などをしっかりと行い、それを金融機関に説明して理解してもらおうことが肝心です。(月曜日掲載)